

広報



たかのす

第3種郵便物認可 昭和44年5月14日

●発行所 秋田県北秋田郡鷹巣町役場
☎(01866) 2-1111
●編集 総務課秘書係
●発行部数 6,450部
●毎月1日・15日発行
●頒価10円 ●郵便番号018-33
●印刷所 ㈱秋北新聞社



消費生活に密着した学習会

お互いに消費生活を大切に

第5回町消費者会議で学ぶ

第5回町消費者会議は、2月26日鷹巣町役場会議室で行なわれました。会議には連合婦人会員、物価調査員、生活学校、一般消費者ら113人が集って、講演や発色剤テストを行ない、消費者の認識を深めました。

講師は秋田県消費者生活相談所・大里相談員で、生活設計に大いに参考としました。

なお、講演の要旨は随時、広報に掲載する予定です。

No. 212

46

3/10

年度未です!!

町税の完納を

◎納税も家計に入れて

よいくらし◎

町民体育館建設を 47年度に計画

鷹巣町振興5カ
年計画 概要3

社会福祉の向上

社会福祉

従来の救済的施策から脱皮して、低所得者解消、母子家庭の自立促進、心身障害者の更支援など、積極的な高福祉社会を目標に、

児童館、保育所

子どもをとりまく家庭環境は、婦人労働力への依存度が高まり、共稼ぎ世帯が増加している。児童の健全育成を図るために、また交通量の増大による安全な遊び場を提供して、児童館、保育所、遊園地、プール等、一体の児童施設を集落のバランスを保ちながら、計画的に整備拡充を図る。
(五千五百五十万円)

老人福祉

近年の平均寿命の延びに伴ない、老令人口が増加している。
老後の生活を健康で安らかにすごすために、老人クラブの育成を図るとともに中央公園へ「老人いこいの家」の建設を具体化し、教養とレクリエーションの場を提供する。(五百万円)

勤労者福祉

勤労者が勤労意欲に燃え、充実した労働をするには、

福利厚生を助長する必要がある、その一環として、勤労センターを公民館に併設するとともに、従来の労働金庫に対する予託制度については、今後とも拡充につとめる。(二千万円)

教育文化の向上

小、中学校

▽小学校統合および学区再編成の方針に基づいて、地域の実態に即した学校統合をすすめることと、校舎の建築と教育設備の充実を図り、教育のレベルアップの建築と教育設備の充実を図り教育のレベルアップにつとめる。
(二億七千八百四十七万円)

▽給食施設を合理的に配置し、全校完全給食を図り、生徒の健康増進と食生活の向上につとめる。
(二千五百七十一万円)

▽中学校小体育館(千四百四十万五千円)、学校プール等(千五百五十万)、体育施設の整備を図る。
▽遠距離にわたる学区生徒の不便を解消するため、冬期寄宿舎の増築(百二十三万九千円)、スクールバス(二百万円) システムを

社会教育

▽地域の社会教育振興のための中心機能として、住民の生活に密着した公民館は、欠くことのできない施設であり、全面改築による拡充整備を図る。
(四千四百八十万円)

また、従来の図書室を独立図書館として建設し(千五百万円)、住民の知的水準の向上や情操のかん養につとめる。
▽文化財の保護施設として、胡桃発掘品収蔵庫(六百萬九千九百円)を建設し、遺跡の保存と、文化財保護思想の普及にあたる。

保健体育

▽町民体育館(二億円)、総合グラウンド(三百万円)、部室プール(五百万円)、スキー場(六百四十万円) キャンプ村等、一連の社会体育施設を新設、整備し、体育、レクリエーションの生活化を通して、明るく健康な労働意欲に富む町民の育成につとめる。
▽巡回スポーツ車の導入により(百二十万円)、機動力を増強し、社会教育活動の活発化を図る。
(ほか、千四百三十三万円)

行政の運営

町行政の運営にあたつては、町民の福祉増進とサビスの向上のため、最小の

経費で最大の効果をあげなければならぬ。

庁舎新築とともに行政機構を改組し、行政需要の増大に対処すべく体制を確立したが、今後においても、機構の簡素化、人事管理の適正化、事務改善、職員の資質向上の志気の高揚につとめる。(庁舎附帯施設、六千三百八十二万円)

財政の運営

自主財源の確保と消費的経費の節減による財政構造の柔軟性を確保し、効率的な事業の執行により、健全な財政運営の確立につとめる。

※ 歳出では、投資的経費初年度(四十五年度)構成比四二・一%を最終年度(四十九年度)には五〇・一%に逐次引き上げる計画です。

◎この項で、概要を終了します。なお、不明な事項がありましたら、係へおたずねください。

固定資産課税台帳 3月20日まで縦覧
昭和46年度分の固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳を縦覧に供します
と き 3月20日まで毎日午前8時30分
～午後5時15分まで
ところ 役場税務課
◎ぜひご覧ください

住民の窓口



戸籍・住民基本台帳
印鑑登録などのお問い合わせは
町民課町民係へ
(☎21111)

建設工事入札参加資格審査申請書の提出について

四十六年度に町で実施する建設工事の入札参加資格について、資格審査の申請を受け付けています。

町内の業者で建設業者としての登録を受けている業者で、審査を受ける希望の業者は、来る三月二十日までに所定の申請書を町長あて一部提出してください。

なお、申請書用紙は役場財政課に準備してありますから、申し込みあれば交付します。

謄抄本請求の 手続きは

戸籍の謄抄本、住民票の写しの手数量は一枚五十円で誰でも申請できます。窓口で所定の用紙に記入してください。

転入・転出届 は十四日以内に

昭和四十三年に住民基本台

窓口にご用 のときは

町民課の窓口へ、いろいろの手続きや届け出のご用ときは、

日曜日、土曜日や休日明けの日、平日は午前十一時から午後二時までは特に混雑しますので、この日や、時間をさけてお越しになれば、待時間が短かく済みます。

4月1日から

印鑑証明制度が変わります

四十五年十二月定例町議会で、新しい「鷹巣町印鑑登録及び証明に関する条例の制定」(四十五年十二月二十八日条例第三十八号)が可決しました。

この条例で、これまで登録していた印鑑はことしの十月一日以降無効となります。ことしの九月末日までに登録替えをしないでいたこととなります。今後の新しい印鑑条例の最も大きな違いは、旧条例における「印鑑証明書」は交付を受けようとするたびに、印鑑を持参し、それを届出の印鑑と対象し、交付しておりますが、新しい条例では「印鑑証明書」は、登録している印鑑登録票の原本を機械でコピーして「印鑑登録証明書」として交付します。この制度は皆さんの権利を守り、印鑑の偽造や盗用などの不正防止のための措置でございます。手続きなどでお手数でしょうか、ご協力ください。また、おもな内容は次のとおりです。

印鑑登録の手続きは

現在印鑑登録をしている方は

登録済みの印鑑をそのまま更新される方は、ことしの九月末日までのつごうのよいとき、その印章をご持参ください。

この機会に新しい印鑑に変える方は新たに登録するとき同様の手続きをしてください。代理人に頼むときには、委任状が必要です。更新の手続きをされないと現在登録してい

新しく印鑑登録申請する方は

まず保証人が必要です。保証人は、印鑑登録をされた方であればなりません。

申請書に(町民課の窓口で貰ってください)その人の住所氏名と登録している印鑑(実印)を押してもらってください。

次に登録しようとする印章を必ずご持参ください。代理人に頼むときは委任状に本人の住所・氏名・生年月日を正確に記入してください。



登録する印章は捺印せず申請書に添えて、役場町民課の窓口にご提出ください。係員が必要な個所に鮮明に押します。ただし代理人に頼んだ場合は本人あてに通知書を出し、確認いたします。

登録の切りかえまでは旧証明書

現在登録してある方が四月一日以降六か月以内に印鑑証明書を申請された時は、旧方式の証明書をお渡ししますがその時に切替え手続きをしていただきます。

次回からは、新方式の証明書をお渡しすることにしてい

ます。したがって九月末までは、新旧両方式の証明書が発行されます。

この切り替えが完了するまでの六か月間は、窓口が大変混雑すると思いますのでよく協力願います。

こんな場合には印鑑登録は無効になります

- ・死亡されたとき
- ・市外へ転入したとき
- ・婚姻、縁組等で印鑑と氏名が一致しなくなったとき
- ・失踪宣告を受けたとき

登録内容が変わったとき

住民登録や外国人登録の異動を届け出られると印鑑登録の記載内容も自動的に訂正されます。

印鑑証明書を請求するとき

印鑑証明書を請求するとき代理人としてこれられるときは、実印を持参する必要があります。夫婦、親子、兄弟、姉妹であっても本人の代りに必ず代理人の印と本人の委任状(本人の直筆したもので登録してある印鑑を押印したもの)が必要です。

印鑑は大切に

最近各地で印鑑を盗用した事件がおきています。他人の印鑑を盗用したり、また、不注意や止むを得ず捺印したり他人に実印を預け、あるいは

盗用されたため破産したという例や、家庭が、崩壊した例私たちは日常しばしば見聞します。

印鑑が社会生活のうえで如何に重要であるかは言うまでもありません。例えば、銀行や郵便局へ本人が行っても印鑑がなければ払い戻してくれません。これは印鑑の性格が本人に相違ないとか、本人の意思でその行為をしたという意味をもっているからです。

対するの認容証(写) 町に法務省

印鑑登録証明書は、法務省の許可を得て発行するものです。この証明書の効力は従来のものと変わりません。(お願い)

印鑑証明書は 原本のコピーで発行

印鑑証明書の交付申請がありますと、印鑑登録票の原本を機械でコピーしたものを、「印鑑登録証明書」として交付します。この証明書は、法務省の許可を得て発行するものです。この証明書の効力は従来のものと変わりません。(お願い)

証明書様式

印鑑登録証明書

本書は印鑑登録票の原本を機械でコピーしたものです。

昭和 年 月 日
登録 氏名 大川 健一

申請者	住所	登録	印鑑
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一
大川 健一	〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1	昭和 年 月 日	大川 健一

広報らん



鷹巣地区の

投票区(所)を一部変更

四月行なわれる統一地方選挙から公職選挙法による投票区および投票所のうち、旧鷹巣地区が次のとおり一部変更になりますので、お知らせします。南鷹巣地区は従来どおりです。

▽鷹巣東投票区→投票所・鷹巣町役場
東横町、学校通、旭町、新旭町、花園町、末広町、伊勢町、東旭町、西旭町、東仲通、舟見町、栄、あけぼの町、鷹巣西投票区→投票所・旧鷹巣警察署
西横町、仲町、大町、三吉町、桜木町、元新町、西住吉町、北新町、太平町

選挙人名簿をお見せします

3月8日～12日

町選挙管理委員会では次の期間に、基本選挙人名簿を縦覧に供しますので、お知らせします。縦覧日時以外にはお見せできませんのでご了承ください。

▽縦覧の日時

三月八日から三月十二日まで(毎日午前八時三十分～午後五時)
▽縦覧の場所
役場三階第二会議室内・選挙管理委員会事務局

設備貸与のお知らせ

県中小企業設備貸与公社では四十六年第一回の設備貸与申し込み受付を次のように行なっています。

▽受付期間(第一回) 三月三十一日まで
▽申し込み方法 公社所定の申請書▽提出先 町を経由する▽申し込み注意事項 ①申請設備は公社が買取りのうえ申込企業に貸与する ②従業員が五十人以下であること ③税金を完納していること ④関係添付書類を完備していること ⑤第二回申し込みは七月の子定です ⑥申し込みについての問合せは直接公社(電話・秋田二三局二八五八番)あてお願いします。

新年度から納税通知書の氏名がカナ文字タイプに

四十六年度固定資産税納税通知書(令書)の一部が変更になります。

町では、四十六年度に課税される町税について、計算事務の合理化をはかるため、電算機を導入し作業をすすめておられます。従来の漢字による納税義務者名は「カナ」文字に変更となりますので、納税通知書が、お手元に届いた際に誤りがありましたら、税務課へお知らせください。

旧通知書

納税義務者「甲野一郎」
納税通知書
納税義務者「コウノイチロウ」

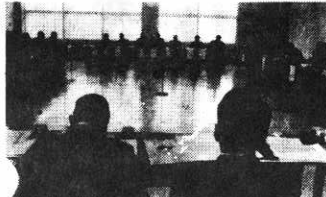
また、整理番号は、次のようになります。

01一地区
02二地区
03三地区
04鷹地区
05一地区
06一地区
07七地区
市地区

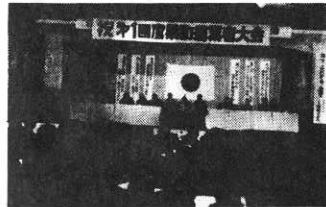
広報カメラ日誌



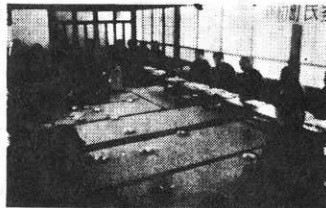
2月18日=綴子地区若妻会の友愛交換会



2月27日=鷹巣町の教育を語る会=役場



2月27日=第1回鷹巣町農業者大会=公民館



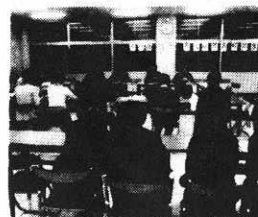
2月28日=綴子地区移動町民室=綴子分館

「コミュニケーション」

町内から
地区から

秋北バス摩当線が大沢まで延長

二月二十二日午前八時十分、鷹巣大沢行の秋北バスの開通式が、摩当・旧大沢線延長、沿線住民が摩当線の開通した昭和三十九年からの念願であった。開通までは、終点の下大沢までの道路拡幅整備など行ない、町と地域住民が一体となって関係機関に陳情してきて努力が、この日みわたたのであります。摩当線五往復のうち、三往復が大沢まで運行しています。



青年社会福祉事業ボランティア結成

結成式

社会福祉のため、少しでも役立とうとする町の青年が、お互に連絡と親睦をはからうとする会が発会式を行なった。



中央公園へ成木を

四十二の会(鷹巣)でことし四十二才の厄払いを行なった、鷹巣地区の会「竹鶴会」では、記念事業として鷹巣中央公園に成木を植えることにし、役場

この会は、鷹巣町青年社会事業ボランティア(会長日景勝正さん)会員十七名)とい、二月二十七日役場会議室で結成式をあげました。ボランティア会員は、それぞれ職をもちながら、余暇を利用しては、福祉施設を慰問したり、いろいろな福祉活動を行なおうとする若い人たちの集いです。会では多くの同士の参加をのぞんでいます。